



# 児童手当のご案内

児童手当を受けるためには申請が必要です

## ●児童手当とは

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給するものです。

## ●児童手当の請求書の提出は、出生や転入から15日以内に！！

出生、転入等により新たに支給資格が生じた場合、児童手当を受給するためには、「認定請求書」の提出が必要です。なお、公務員の方は勤務先へ申請してください。

手当は、認定請求書を提出した日の属する月の翌月分から支給を受けることができます。ただし、出生又は転入した日の翌日から15日以内に申請書を提出した場合は、出生又は転入した日の属する月の翌月分から支給を受けることができます。

## ●支給対象となる児童

0歳から中学校修了前まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)

## ●支給月

毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給します。

## ●児童手当の支給月額

3歳未満	15,000円(一律)
3歳以上小学校修了前(第1子、第2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降 <sup>*</sup> )	15,000円
中学生	10,000円(一律)
所得制限額以上の世帯 <sup>※次表を参照してください。</sup>	5,000円(一律)

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳になった後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目の子以降をいいます。

## ●所得制限額 (制限額以上の世帯は特例給付5,000円が支給となります。)

扶養親族の数	所得額	収入額
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円

## ●手続場所・・・野田市役所児童家庭課、関宿支所、南・北・中央の各出張所

## ●申請手続に必要なもの

### 手当を初めて申請する方

- 認定請求書(児童家庭課、関宿支所、南・北・中央の各出張所にあります。)
- 印鑑(認印)
- マイナンバー(請求者及び配偶者) ※次のいずれかで確認します
  - ①個人番号通知カード ②通知カードと運転免許証等 ③個人番号記載の住民票の写しと運転免許証等
- 請求者名義の預貯金通帳(児童、配偶者等の口座は使用できません。)

### 【必要に応じて添付する書類】

- 請求者が厚生年金等の被用者年金(国民年金以外の年金)に加入している場合  
・次の保険証等をお持ちの場合は、請求者本人の保険証のコピー(任意継続でないもの)

- |                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①健康保険被保険者証 ②船員保険被保険者証 ③私立学校教職員共済加入者証<br>④全国土木建築国民健康保険組合員証 ⑤日本郵政共済組合員証<br>⑥文部科学省共済組合員証(大学支部等に限る) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ・上記以外の保険証をお持ちの方は年金加入証明書(児童家庭課、支所、各出張所にあります。)
  - 1月1日現在、野田市に請求者の住民登録がなかった場合  
所得証明書(所得額、扶養親族等の数が記載されているもの)
    - ・4月末までに申請する場合…前年度分(6月以降に当年度分も必要です)
    - ・5月以降に申請する場合…当年度分

※請求者が配偶者控除の適用を受けていない場合は配偶者の所得証明書も必要です。
  - その他必要に応じた書類(単身赴任等により養育する児童と別居している場合(住民票の世帯が異なる場合)は別居している児童の属する世帯全員の住民票及び別居監護申立書など)
- ※認定請求書以外の必要書類は申請日の翌日以降に提出してもよい場合があります。

### 手当を受給中に出生等により対象となる児童が増えた方

- 額改定認定請求書(児童家庭課、関宿支所、南・北・中央の各出張所にあります。)
- 印鑑(認印)
- その他必要に応じた書類

### 手当を受給中の方で住所、氏名、加入している年金等が変更になった方

- 氏名・住所変更届(児童家庭課、関宿支所、南・北・中央の各出張所にあります。)
- 印鑑(認印)
- 保険証のコピー(厚生年金へ加入された場合等)

## ●毎年6月に手当を継続して受給するための手続が必要です。

手当の認定を受けた後も引き続き手当を受給するためには、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届により継続の認定を受けないと6月分以降の手当を受給できません。また、2年間現況届の提出がない場合は、時効により手当の受給権が消滅しますのでご注意ください。

## ●児童手当からの申出による学校給食費、保育所保育料、学童保育料等の徴収

児童手当受給者は、申出により児童手当の一部または全部を学校給食費等の支払に充てることができます。詳しくは、学校給食費等の各担当課にお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

野田市児童家庭部児童家庭課 電話 04 (7125) 1111(内線 2136)